

(3) -① 保険料負担年齢：A3（30歳以上）、保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,300円 (▲600円)	3,900円 (▲500円)	4,500円 (▲500円)
	第2号被保険者 (30歳以上64歳以下)		3,300円 (▲600円)	3,900円 (▲500円)	4,500円 (▲500円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(3) -② 保険料負担年齢：A3（30歳以上）、保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,700円 (▲200円)	4,300円 (0円)	4,900円 (0円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,700円 (▲200円)	4,300円 (0円)	4,900円 (0円)
	第3号被保険者(仮称) (30歳以上39歳以下)		1,800円	2,200円	2,500円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(3) -③ 保険料負担年齢：A3（30歳以上）、保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,200円 (▲700円)	3,700円 (▲700円)	4,300円 (▲600円)
	第2号被保険者 (30歳以上64歳以下)		3,200円 (▲700円)	3,700円 (▲700円)	4,300円 (▲600円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(3) -④ 保険料負担年齢：A3（30歳以上）、保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,600円 (▲300円)	4,100円 (▲200円)	4,700円 (▲200円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,600円 (▲300円)	4,100円 (▲200円)	4,700円 (▲200円)
	第3号被保険者(仮称) (30歳以上39歳以下)		1,800円	2,100円	2,400円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) -① 保険料負担年齢：A 4 (35 歳以上)、保険料負担割合：B 1 (40 歳未満同額)、給付サービスの範囲：C 1 (在宅及び施設)

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,700円 (▲200円)	4,300円 (▲100円)	4,900円 (0円)
	第2号被保険者 (35歳以上64歳以下)		3,700円 (▲200円)	4,300円 (▲100円)	4,900円 (0円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) -② 保険料負担年齢：A4（35歳以上）、保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,900円 (+100円)	4,600円 (+200円)	5,200円 (+300円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,900円 (+100円)	4,600円 (+200円)	5,200円 (+300円)
	第3号被保険者(仮称) (35歳以上39歳以下)		1,900円	2,300円	2,600円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(4) -③ 保険料負担年齢：A4（35歳以上）、保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,600円 (▲300円)	4,100円 (▲300円)	4,700円 (▲200円)
	第2号被保険者 (35歳以上64歳以下)		3,600円 (▲300円)	4,100円 (▲300円)	4,700円 (▲200円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(4) -④ 保険料負担年齢：A4（35歳以上）、保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,800円 (▲100円)	4,300円 (0円)	5,000円 (0円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,800円 (▲100円)	4,300円 (0円)	5,000円 (0円)
	第3号被保険者(仮称) (35歳以上39歳以下)		1,900円	2,200円	2,500円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(参考)

被 保 険 者 等 に 関 する 見 通 し

(1) 第1号及び第2号被保険者数の見通し (万人)

	平成20年度	平成23年度	平成26年度
第1号被保険者	2,800	2,900	3,200
第2号被保険者	4,200	4,300	4,200

(2) 保険料を負担する年齢を拡大した場合の人数の見通し (拡大分) (万人)

	平成20年度	平成23年度	平成26年度
20～39歳	3,400	3,200	3,000
25～39歳	2,700	2,600	2,400
30～39歳	1,900	1,800	1,700
35～39歳	1,000	1,000	900

(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」
の中位推計等に基づき推計。